

## 資料編

---



# 1. 総合計画審議会条例

## ○五霞町総合計画審議会条例

昭和 48 年 2 月 1 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、五霞町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ町計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 一般町民
- (4) 町の職員

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 五霞村新村建設審議会条例（昭和 35 年五霞村条例第 11 号）は、これを廃止する。

## 2. 総合計画審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属等	備考
議会議員 条例第3条 第2項第1号	樋下 周一郎	町議会	
	植竹 美智雄	町議会	
	新井 庫	町議会	
	鈴木 喜一郎	町議会	
学識経験者 条例第3条 第2項第2号	梅田 福一郎	農業委員会	審議会副会長
	下田 欽嗣	土地改良区	
	須釜 利行	商工会	
	中山 秀樹	工業クラブ	
	小村 隆宜	教育委員会	
	染谷 森雄	社会福祉協議会	審議会会長
一般町民 条例第3条 第2項第3号	武藤 孝	民生委員・児童委員協議会	
	豊田 操	スポーツ協会	
	内田 昌男	行政区	
	中村 啓次	行政区	
	阪谷 満	公募委員	
	並木 晴美	公募委員	
町の職員 条例第3条第2項第4号	土信田 法男	副町長	

※敬称略。任期は令和6年8月19日～令和7年3月31日。

### 3. 諮問書・答申書

---

## 諮 問 書

令和 6 年 8 月 19 日

五霞町総合計画審議会長 様

五霞町長 知 久 清 志

五霞町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

第 6 次五霞町総合計画第Ⅱ期基本計画（案）について

令和7年3月18日

五霞町長 知久清志 様

五霞町総合計画審議会  
会長 染谷 森雄

第6次五霞町総合計画第Ⅱ期基本計画（案）について（答申）

令和6年8月19日付けで諮問のありました第6次五霞町総合計画第Ⅱ期基本計画について、本審議会は、慎重に審議を重ねて参りましたので、その結果を答申します。

なお、本計画の実施にあたっては、下記に掲げる事項に留意して実現に努められるよう要望します。

記

- 1 本計画のまちの将来像である「キラリ☆五霞町 快適で居心地のよいまち」の実現に向け、町民、各種団体、企業等との連携を進めるとともに、第Ⅱ期基本計画の実現に向け、施策の実施に努めること。
- 2 将来人口を確保するため、少子化対策・子育て支援の充実や良好な居住環境の整備、地域産業の振興等の施策を展開することにより、町の魅力を高め、人口減少の抑制及び移住・定住の促進に努めること。
- 3 限られた財源、資源を有効に活用しながら、社会経済の様々な変化に対応し、常に住民のニーズを的確に捉え、そうしたニーズに柔軟に対応した行政運営に努めること。
- 4 計画の進捗状況の点検・評価を行い、事務事業の見直しや改善を図るなど、効果検証を実施し、適切な進行管理に努めること。

## 4. 策定委員会設置規程

### ○五霞町総合計画策定委員会設置規程

平成 30 年 2 月 6 日

(設置)

第 1 条 五霞町総合計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を調整し、及び協議するため五霞町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定において必要と認める事項

(組織)

第 3 条 策定委員会の委員は、五霞町庁議規程（昭和 63 年五霞村訓令第 3 号）第 3 条第 1 項に規定する者（町長及び教育長を除く。）をもって組織する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長を、副委員長はまちづくり戦略課長をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に策定委員会の会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 5 条 委員長は、策定委員会の協議経過及びその結果について、町長に報告しなければならない。

(策定ワーキングチーム)

第 6 条 委員長は、政策全般及び担当分野のテーマを基に意見交換し、討議を行うほか、資料の収集、調査、分析結果等に基づく計画書素案を策定するため、策定委員会の補助機関として、策定ワーキングチームを置く。

2 策定ワーキングチームは、次の者をもって組織する。

- (1) 策定委員会の委員の所属する課等（五霞町行政組織条例（平成 25 年五霞町条例第 18 号）に規定する課及び町長以外の執行機関の事務局をいう。以下「課等」という。）のグループリーダー 1 人

- (2) 課等の長が、当該課等から推薦した者で、副主幹以下の職にあるもの 3 人以内

(庶務)

第 7 条 策定委員会及び策定ワーキングチームの庶務は、まちづくり戦略課において処理する。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 5. 策定委員会名簿

氏名	所属等	備考
土信田 法 男	副町長	委員長
古 郡 健 司	まちづくり戦略課長	副委員長
鳩 貝 浩 之	総務課長	
山 下 仁 司	町民税務課長	
荒 井 富美子	健康福祉課長	
曾 根 正 明	生活安全課長	
笈 沼 光 行	産業課長	
大 橋 勝	都市建設課長	
園 田 和 則	上下水道課長	
山 田 浩	教育次長	
松 村 聖 市	議会事務局長	令和6年7月24日 ～令和6年9月1日

※敬称略。

## 6. 総合計画策定経緯

令和6年度

月 日	会議等	内 容
7月24日(水)	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6次五霞町総合計画第Ⅱ期基本計画策定方針について</li> <li>各種アンケート調査の実施について</li> </ul>
8月19日(月)	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委嘱</li> <li>会長及び副会長の選任</li> <li>諮問</li> <li>第6次五霞町総合計画第Ⅱ期基本計画策定方針について</li> <li>各種アンケート調査の実施について</li> </ul>
8月23日(金) ～10月3日(木)	住民アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象：満18歳以上75歳未満の住民</li> <li>回収数：986票</li> <li>回収率：24.5%</li> </ul>
	中高生アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象：13歳～14歳(五霞中学校2年生)及び15歳～18歳</li> <li>回収数：102票</li> <li>回収率：39.5%</li> </ul>
	事業所アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象：五霞工業クラブ会員</li> <li>回収数：14票</li> <li>回収率：23.7%</li> </ul>
9月9日(月) ～9月30日(月)	第Ⅰ期基本計画の施策進捗・達成度調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策進捗・達成度調査票の作成(施策の実施状況や実施効果、成果指標の入力を実施)</li> </ul>
10月1日(火) ～10月18日(金)	商工会関係者アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象：商工会関係者</li> <li>回収数：34票</li> <li>回収率：14.5%</li> </ul>
	包括連携協定締結事業者アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象：町と包括連携協定を締結した事業者</li> <li>回収数：5票</li> <li>回収率：45.5%</li> </ul>
	農業事業者アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象：農業事業者</li> <li>回収数：4票</li> <li>回収率：100.0%</li> </ul>
10月28日(月) ～10月29日(火)	各課原案調査・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>場所：五霞町役場</li> <li>テーマ：達成度調査及び第Ⅱ期基本計画の施策、成果指標について</li> </ul>
11月5日(火)	今後のまちづくりに関するヒアリング(団体ヒアリング)実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ：子育て世代、働き世代</li> <li>場所：五霞ふれあいセンターホール</li> </ul>
11月7日(木)	《第1部》ヒアリング～まちづくりにおける魅力と課題 《第2部》ワークショップ～未来年表の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ：交流・関係人口、中学生、地域づくり</li> <li>場所：五霞中学校・中央公民館</li> </ul>
11月14日(木)	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>五霞町の概況について</li> <li>各種アンケート調査結果(速報値)について</li> <li>第Ⅰ期基本計画の施策進捗・達成度調査結果について</li> <li>計画の構成と骨子案について</li> </ul>
11月28日(木)	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>五霞町の概況について</li> <li>各種アンケート調査結果(速報値)について</li> <li>第Ⅰ期基本計画の施策進捗・達成度調査結果について</li> <li>計画の構成と骨子案について</li> </ul>

月 日	会議等	内 容
12月8日(日)	Q & Aボード実施 (道の駅ごか利用者への聞き取り調査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間：9：00～16：00</li> <li>・場所：道の駅ごか</li> <li>・聞き取り調査項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>問：五霞町について知っているものは何か</li> <li>問：五霞町で何をしたいか</li> <li>問：五霞町は住みやすいまちだと思うか</li> </ul> </li> </ul>
1月10日(金)	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第Ⅱ期基本計画(素案)について</li> </ul>
1月20日(月)	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第Ⅱ期基本計画(素案)について</li> <li>・パブリックコメント実施について</li> </ul>
1月22日(水) ～2月20日(木)	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見：22件</li> </ul>
3月3日(月)	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・第Ⅱ期基本計画(案)について</li> </ul>
3月18日(火)	第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・第Ⅱ期基本計画(案)について</li> <li>・答申(案)について</li> </ul>
3月18日(火)	答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会から町長へ答申</li> </ul>

## 7. SDGsと総合計画の分野別関連表

第6次五霞町総合計画 ▶		1 まちのかたち			2 ひとのくらし		3 まちのしくみづくり		4 まちのしごと				
持続可能な開発目標 ▼		1 まちの土台をつくる		2 まちの機能を高める		3 まちの環境を良くする		1 ひとを育てる	2 ひとを支え見守る	1 まちのわ(輪・和)	2 まちの活力	1 行政運営	2 財政運営
17の目標		17の目標		17の目標		17の目標		17の目標	17の目標	17の目標	17の目標	17の目標	17の目標
	目標 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる								●		●		
	目標 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	●						●			●		
	目標 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	●			●			●	●			●	
	目標 4：すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する							●	●	●	●		
	目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う								●	●		●	
	目標 6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		●	●									
	目標 7：すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		●										
	目標 8：すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する								●	●	●	●	
	目標 9：レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	●	●	●							●		
	目標 10：国内および国家間の不平等を是正する	●							●	●	●	●	●
	目標 11：都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	●	●	●							●		●
	目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する	●	●	●							●		
	目標 13：気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		●	●									
	目標 14：海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する												
	目標 15：陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	●											
	目標 16：持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する			●						●		●	●
	目標 17：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	●	●	●				●	●	●	●	●	●

●：主に関連する政策分野を表す。

## 8. 用語解説

本文中に「\*」をつけている用語の解説を下記に示しています。

頭文字	用語	用語の説明文
い	茨城県常住人口調査	国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし、これに毎月の住民基本台帳の登録増減数（平成24年7月9日以前は住民基本台帳及び外国人登録原票の登録増減数）を加えて推計したもの。
う	ウェルビーイング (Well-being)	well（よい）と being（状態）からなる言葉。世界保健機関（WHO）では、ウェルビーイングのことを個人や社会のよい状態のこと。
か	かかりつけ医、かかりつけ薬剤師・薬局	かかりつけ医は、健康、病気に対して相談に応じてくれる身近な地域の医師のことをいう。かかりつけ薬剤師・薬局は、日常的に薬や健康について相談する薬剤師・薬局のこと。
	カーボンニュートラル	日常生活や経済活動によって排出される温室効果ガスのうち、排出者自身の努力では削減できない分を、他の場所で達成された削減・吸収量で相殺することによって、温室効果ガスの増加が実質的にゼロになった状態のこと。
	観光立国推進基本法	観光立国を日本の国家戦略とすることを定めた法律のこと。昭和38年（1963年）制定の観光基本法を全面改正し、平成19年（2007年）に施行された。
	関係人口	その地域と何らかの関わりがある人の数。以前住んでいた、ふるさと納税制度を通じて寄付をした人など、様々な形でその地域とのつながりをもつ人のこと。
き	機関委任事務	法律または政令により、国または他の地方公共団体などから都道府県知事・市町村長などの地方公共団体の機関に委任される事務のこと。平成12年（2000年）地方自治法の改正により廃止され、自治事務・法定受託事務に再編された。
	技能実習	入国管理法における外国人の在留資格の一つで、企業単独型（1号イ～3号イ）と団体監理型（1号ロ～3号ロ）の受入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号）、4・5年目の技能等に熟達する活動（第3号）に区分されている。企業単独型の場合、企業等の実習実施機関が、海外の合併会社など一定の事業関係のある機関から直接、実習生を受け入れる。団体監理型では、商工会など営利を目的としない団体が実習生を受け入れ、傘下の企業等で実習を行う。
く	クラウド	「クラウドコンピューティング」「クラウドサービス」の略語のこと。「クラウドコンピューティング」とはインターネットを経由して、ソフトウェア、サーバーなどを利用するサービスの総称で利用者はインターネットへ接続する環境があれば、アプリケーションソフト、大規模データの保管、企業の顧客管理業務まで、様々なサービスを利用できる。
	グリーン・ツーリズム	農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動のこと。

頭文字	用語	用語の説明文
け	権限移譲	窓口の一本化等による住民の利便性の向上、地域課題の解決に資する独自の取組の促進、総合行政の展開による行政の効果的・効率的な運営をすることを目的に国から地方公共団体、都道府県から市町村へ事務・権限を移譲すること。
こ	五霞町国土強靱化地域計画	五霞町が策定する大規模自然災害に対し、住民等の生命と財産を守り、持続可能で強靱な地域づくりを推進するための計画のこと。
	国勢調査	日本に住んでいるすべての人と世帯を対象に5年に1度行われる統計調査のこと。統計データは、国や地方公共団体の政治・行政において利用されることはもとより、民間企業や研究機関でも広く利用されている。
	国土強靱化基本計画	国土の健康診断に当たる脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりのためのいわば処方箋を示したものの。
さ	在留外国人統計	日本に在留する外国人について、国籍・地域別、在留資格別及び都道府県別等の在留外国人数及び総在留外国人数を集計した統計のこと。外国人登録者数については住民基本台帳に記録されている外国人住民のこと。「外国人の状況（序論）」では国籍・在留資格別にみるために在留外国人（在留外国人統計）を使用し、「外国人登録者数の推移（基本計画）」では町で把握している住民基本台帳に登録している外国人住民を使用している。
	サプライチェーン	ある製品が、原料の段階から消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。供給網。
し	ジェンダー	社会的・文化的に形成される男女の差異。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるもの。社会的性差・文化的性差のこと。
	自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体のこと。
	次世代自動車	窒素酸化物（NO <sub>x</sub> ）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。
	人口流動（通勤・通学）	「自宅外で従業している15歳以上就業者」と「学校に通っている15歳以上通学者」の人口のこと。「流出口」は、本町に常住し町外へ通勤・通学する人口をいい、「流入人口」は、町外に常住し本町に通勤・通学する人口という。
せ	性的マイノリティ	同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などの性的少数者のこと。
ち	地域包括ケアシステム	「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方とそのしくみ（ネットワーク）のこと。
	地方分権一括法	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称のこと。地方分権を推進するために、地方自治法など475件の法律について必要な改正を行うことを定めた法律で、平成12年（2000年）に施行された。

頭文字	用語	用語の説明文
て	定時定路線型	決められた時間、決められたルートを走行する公共交通システムのこと。
	定住人口	その地域に住んでいる人々のこと。居住者・居住人口ともいわれる。
	適応指導教室	学校での悩みや集団生活への不適応、その他何らかの理由で学校へ登校できない児童生徒を対象に、学習や体験活動を通じて個別的な指導や相談を行いながら、学校生活への復帰を支援する取組のことをいう。
	デジタル推進人材	専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の課題解決を牽引する人材のことをいう。
	デジタルディバイド	インターネットやスマートフォンなどの情報通信技術（ICT）を利用できる人とできない人との間に生まれる情報格差のことをいう。
	デマンド型	利用者による予約や要望があったときにのみ運用する公共交通システムのこと。タクシーと同様に発着地を自由に指定でき、乗り合いを前提として利用者の要望に柔軟に対応。路線バス程度の低料金で利用できる。
	典型7公害	環境基本法で定義されている7種類の公害のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭が該当する。
と	統合型GIS	様々な地図情報を蓄積し、目的に応じて共用できるよう一元的に維持管理された地理情報システムのこと。たとえば行政機関で、各部署が個別に所有・整備している地図情報を集約し、連携して利用すれば、業務の効率化を図ることができる。
	特定空家	空き家対策特別措置法で、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家のこと。そのまま放置すると著しく保安上危険または衛生上有害となるおそれのある状態、適切に管理されていないため著しく景観を損なっている状態にあると認められる空き家をいう。
	特定技能	特定技能1号は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格のことをいう。 特定技能2号は特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格のことをいう。
に	認知症ケアパス	地域ごとに、認知症の発症予防から人生の最終段階まで、状態に応じたケアの流れを示したもので、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。
	認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6カ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。
の	ノーマライゼーション	高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方のこと。また、それに基づく社会福祉政策のこと。

頭文字	用語	用語の説明文
は	パリ協定	平成 27 年（2015 年）に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP 21）で採択された温暖化対策の国際ルールのこと。世界平均気温の上昇を産業革命前比で 2℃未満に抑える長期目標をもつ。
心	不明水	分流式下水道において汚水系統に流入する下水で、地下水、直接浸入水などからなるもの。
	フレイル	加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態のこと。要介護に至る前の状態と位置づけられる。
へ	ベストミックス	複数の手段を組み合わせることで最も効率的な解決策を得ること。
ほ	包括連携協定	福祉・環境・防災・まちづくりなど、地域が抱えている様々な課題に対して、自治体と民間企業等が双方の強みを活かして課題解決に向け連携していく取組のことをいう。
	ほ場整備事業	農作物を栽培するための場所のこと。水田や畑（普通畑・樹園地・牧草地）などを包括する言葉。「ほ場整備」は、国や自治体が公共事業として行う、農道・耕地・用排水路の整備事業のこと。
ま	まち・ひと・しごと創生長期ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略	「長期ビジョン」は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示するものであり、「総合戦略」は、「長期ビジョン」を踏まえ、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とする今後 5 カ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。
も	モビリティ・マネジメント	地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（賢く）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組のことをいう。
や	ヤングケアラー	大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満の子どものこと。
り	リカレント教育	経済協力開発機構（OECD）が提唱する生涯教育構想。社会人が必要に応じて学校へ戻って再教育を受ける、循環・反復型の教育体制のこと。
	リスキリング	より高度なスキルを身につけるための再教育のこと。特に、社会人が、新しい業務のために技術や知識などを学ぶものについていう。
れ	レクリエーション	仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。
ろ	労働力人口	15 歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者の合計のこと。
	ローリング方式	複数の年度にまたがる中長期計画を策定するため、毎年環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方法のこと。一定の年数にわたって、いったん策定された中長期計画を固定しておく固定的計画法と対照的な方法であり、毎年改訂することによって計画の現実性が高まる。

頭文字	用語	用語の説明文
わ	ワーク・ライフ・バランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方のこと。仕事と生活の調和。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している。
A	AI（人工知能）	コンピュータで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システムのこと。《Artificial Intelligence》
D	DX（デジタルトランスフォーメーション）	IT（情報技術）が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革のこと。平成16年（2004年）にスウェーデンのE・ストルターマンが提唱した概念で、ビジネス分野だけでなく、広く産業構造や社会基盤にまで影響が及ぶとされる。
E	ESD	将来にわたって持続可能な社会を構築する担い手を育む教育のこと。「持続可能な開発のための教育」の略語。《Education for Sustainable Development》
	EU（欧州連合）	EC（欧州共同体）を基礎に、外交・安全保障政策の共通化と通貨統合の実現を目的とする統合体のこと。域内の多くの国では、出入国や税関の審査が廃止されており、人や物が自由に移動できる。また、単一通貨ユーロが導入されている。《European Union》
I	ICT（情報通信技術）	情報通信技術の略語のことで、ITとほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われる。《Information and Communication Technology》
	IoT（モノのインターネット）	あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称のこと。新たなネットワーク社会が実現すると期待されている。《Internet of Things》
L	LGBT	性的マイノリティのうち、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの総称のこと。《Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender》
M	MEXCBT（メクビット）	GIGAスクール構想（学校において1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで教育におけるICT環境を実現する取組）により、児童生徒1人1台端末環境が整備されたことを踏まえ、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習等ができる公的CBT（Computer Based Testing）プラットフォームのこと。
P	Park-PFI	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

頭文字	用語	用語の説明文
P	PPP・PFI	「PPP」とは、公的機関と民間事業者が協力して公共サービスを提供すること。公民連携。官民連携。《Public Private Partnership》 「PFI」とは、民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備すること。官民の役割分担を事前に取り決め、公共施設の建築や維持管理を民間企業に任せ、効率的に良質な公共サービスを提供しようとするもの。《Private Finance Initiative》
R	RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）	人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。特に、ホワイトカラーの業務を補完・代行する仕組み。《Robotic Process Automation》
S	SDGs	平成27年（2015年）に国連が採択した、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定義された「持続可能な開発目標」の略語のこと。《Sustainable Development Goals》
	Society5.0	我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会のこと。第5期科学技術基本計画（平成28年）において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として提唱された。
	STEAM教育	科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、数学（Mathematics）に重点を置くSTEM教育に、芸術（Arts）を加えた統合的な教育のこと。現実の社会問題を解決する力や創造性豊かな発想を養うことを目的とする。
T	TPP（環太平洋パートナーシップ）	環太平洋諸国が締結を目指して交渉を行った広域的な経済連携協定のこと。《Trans - Pacific Partnership》
6	6次産業化	農林水産業の生産（第一次産業）、食品加工（第二次産業）、流通販売・情報サービス（第三次産業）の一体化を推進して、地域に新たな食農ビジネスを創出しようとする取組のこと。第一次・第二次・第三次産業の数を足した「6」を用いた日本独自の造語。

---

## 第6次五霞町総合計画第Ⅱ期基本計画

令和7年3月

---

発行 五霞町まちづくり戦略課  
〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1  
TEL 0280-84-1111  
<https://www.town.goka.lg.jp/>

---